

5文科初第947号
令和5年8月9日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長
殿

文部科学省初等中等教育局長
矢野和彦

薬物乱用防止教育の充実について（通知）

我が国の児童生徒等の薬物乱用防止対策は、「第五次薬物乱用防止五か年戦略（平成30年8月3日薬物乱用対策推進会議決定）」を踏まえ、薬物乱用防止に資する教育・予防啓発の一層の充実・強化を図るようお願いしているところです。

同戦略に基づき、関係府省庁の緊密な連携のもと、予防啓発活動等による国民の規範意識の醸成や取締り等を含めた総合的な対策の結果、我が国は諸外国と比較して、極めて低い薬物生涯経験率を誇り、薬物政策が功を奏していると言えます。特に第五次戦略中（平成30年～令和4年）における覚醒剤乱用検挙者数は、減少の一途をたどり、令和4年には6,289人にまで減少しました。

しかしながら、大麻事犯の急激な増加等により、全薬物事犯の検挙人員を見ると、この10年間は1万4千人前後の横ばい状態であり、引き続き予断を許さない状況と言えます。大麻事犯については、近年増加傾向を示し、令和3年には検挙人員が5,783人と過去最多を更新、令和4年においても5,546人と前年に続く高い水準にあります。特に、30歳未満の検挙人員の割合が、大麻事犯全体の約69%を占めており、他の規制薬物に比べ若年層の割合が高いことが挙げられます。その背景として、インターネット等における「大麻には有害性がない」等の誤情報の流布や、諸外国における嗜好用大麻の合法化のような国際的な潮流が影響しており、大麻乱用防止の規範意識を向上させるためには、より一層の啓発活動の強化が求められています。

このような状況を踏まえ、このたび、薬物乱用対策推進会議では、別添のとおり、令和5年8月8日に「第六次薬物乱用防止五か年戦略」を決定しました。

「第六次薬物乱用防止五か年戦略」においては、第五次戦略に引き続き、児童生徒等の薬物乱用の根絶に向けた規範意識の向上を図るため、「青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止」を目標の一つに掲げ、小学校、中学校及び高等学校における薬物乱用防止に関する指導・教育内容の充実を図るとともに、大学等の学生に対する啓発活動の推進を図るなど、学校における薬物乱用防止教育を一層推進することを求めています。

ついては、貴職におかれては、このたびの「第六次薬物乱用防止五か年戦略」を踏まえ、下記事項に留意するとともに、域内の市区町村教育委員会、管下の学校等の関係機関に対して本内容の周知を図り、青少年の薬物乱用防止に関するより一層の指導の徹底を図られますようお願いいたします。

記

1. 学校における薬物乱用防止教育は、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科、特別活動の時間はもとより、道徳、総合的な学習の時間等の学校の教育活動全体を通じて指導を行うこと。
2. 児童生徒が、薬物乱用の危険性・有害性のみならず、薬物乱用は、好奇心、投げやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、断りにくい人間関係、宣伝・広告や入手しやすいなどの社会環境などによって助長されること、また、それらに適切に対処する必要があることを理解できるようにするため、指導方法の工夫を行うこと。その際、都道府県教育委員会等においては、教職員に対する研修機会の拡充を図ること。
3. 薬物乱用防止教室は、学校保健計画に位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努めること。その際、都道府県教育委員会においては、私立学校主管部課等と十分な連携を取り、私立学校主管部課等においては所管する私立学校において薬物乱用防止教室の開催を促進すること。
4. 薬物等に関する専門知識を有する警察職員、麻薬取締官、学校薬剤師、矯正施設職員、保健所職員、税関職員等と連携し、学校等における薬物乱用防止教室の充実強化を図ること。なお、薬物乱用防止教室は、外部専門家による指導が望ましいものの、国や都道府県教育委員会等が開催する研修会等において研修を受けた薬物乱用防止教育に造けいの深い指導的な教員の活用も考えられること。
5. 学校警察連絡協議会、研修、講演等を通じて、地域における青少年の薬物乱用について情報交換を行うなど、学校と警察等の関係機関との連携を一層強化すること。
6. 都道府県等が開催する薬物乱用防止教室指導者研修会等は、教員以外の指導者による効果的な指導に必要な薬物乱用に関する最新の知見のみならず、児童生徒の発達段階、学校における指導状況等への理解を深めるよう、内容を充実すること。その際、公益財団法人日本学校保健会が作成・配布している「薬物乱用防止教室マニュアル」を参考にしつつ、外部専門家の参加を得るため、関係機関等との連携の充実を図ること。
7. 大学等の学生等に対して、薬物乱用防止に関する啓発を推進するため、大学等においては、入学時のガイダンスなど様々な機会を通じ学生等に対して薬物乱用防止に係る啓発及び指導の徹底に努めること。その際、文部科学省が関係省庁と連携し作成・配布している「薬物のない学生生活のために」等の啓発用パンフレットの積極的な活用等により、指導・啓発の充実を図ること。

(本件担当)

初等中等教育局健康教育・食育課がん教育推進係
TEL：03-5253-4111（内線 2931）